

## 三豊市公文書等管理委員会規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、三豊市公文書等の管理に関する条例（平成27年三豊市条例第2号）第28条第6項の規定に基づき、三豊市公文書等管理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (会長及び副会長)

第2条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

## (会議)

第3条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、委員のうち会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (部会)

第4条 委員会に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 6 委員会は、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、前条第1項中「委員会の会議（以下この条において「会議」という。）」とあるのは「部会」と、同項並びに同条第3項及び第4項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第3項中「会議」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

## (庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務部総務課及び文書館において処理する。

## (その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。